

共通

外来感染対策向上加算（初診、再診、医学管理等、在宅医療、精神科専門療法）

施設基準が見直されました。

〔経過措置〕

令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(14)の基準（都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関であること）を満たしているものとみなす。

発熱患者等対応加算（初診、再診、医学管理等、在宅医療、精神科専門療法）

発熱患者等対応加算（20点・月1回）が新設されました。

外来感染対策向上加算を算定済みでも算定可能となります。

- A000 111702970 発熱患者等対応加算（初診）
- A001 112708670 発熱患者等対応加算（再診）
- B000 113702590 発熱患者等対応加算（医学管理等）
- C000 114704290 発熱患者等対応加算（在宅医療）
- I012 180762170 発熱患者等対応加算（精神科訪問看護・指導料）

施設基準 3826 外来感染対策向上加算

チェックマスタ 検討中

抗菌薬適正使用加算（初診、再診、医学管理等、在宅医療、精神科専門療法）

抗菌薬適正使用加算（5点・月1回 要届出）が新設されました。

2科目初診料の場合は算定不可です。

- A000 111703070 抗菌薬適正使用体制加算（初診）
- A001 112708770 抗菌薬適正使用体制加算（再診）
- B000 113702490 抗菌薬適正使用体制加算（医学管理等）
- C000 114704390 抗菌薬適正使用体制加算（在宅医療）
- I012 180762270 抗菌薬適正使用体制加算（精神科訪問看護・指導料）

施設基準 4034 抗菌薬適正使用体制加算

施設基準の設定により自動発生します。

医学管理等又は在宅医療の加算については管理料を入力により自動発生します。

※「抗菌薬適正使用体制加算（精神科訪問看護・指導料）」は自動発生しません。

※算定回数上限の算定要件を満たしている場合に自動発生します。

医療情報取得加算（初診、再診、医学管理等）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算から名称変更されました。

- A000-00 111703170 医療情報取得加算 1（初診） 3点
- A000-00 111703270 医療情報取得加算 2（初診） 1点
- A001-00 112708870 医療情報取得加算 3（再診） 2点
- A001-00 112708970 医療情報取得加算 4（再診） 1点
- A002-00 112709170 医療情報取得加算 3（外来診療料） 2点
- A002-00 112709270 医療情報取得加算 4（外来診療料） 1点

B001-02	113705270	医療情報取得加算1（医学管理等）	3点
B001-02	113705370	医療情報取得加算2（医学管理等）	1点
B001-02	113705770	医療情報取得加算3（医学管理等）	2点
B001-02	113705570	医療情報取得加算4（医学管理等）	1点

手技料が初診、再診、外来診療料の場合、手技料と算定する加算の組み合わせが違えばエラーとなります。
「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」と同様のチェックとなります。

初診、再診、外来診療料以外の手技料に手入力した場合は警告とします。

初診を再診、再診を初診に自動変換した場合は、

医療情報取得加算1（初診）と医療情報取得加算3（再診）

医療情報取得加算2（初診）と医療情報取得加算4（再診）を置き換えます。

なお、医療情報取得加算1、2と医療情報取得加算3、4は算定可の期間が異なるため、再診時は算定不可となり削除されることがあります。

医学管理等の場合

算定可能な管理料の入力がない場合はエラーとなります。

小児科外来診療料

小児かかりつけ診療料

外来リハビリテーション診療料

外来腫瘍化学療法診療料

外来放射線照射診療料

医療情報取得加算1、2は初診時（初診料ダミー）でない場合はエラーとなります。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」と同様のチェックとなります。

小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料算定時に、初診を再診に変換、再診を初診に変換した場合

医療情報取得加算1と医療情報取得加算3

医療情報取得加算2と医療情報取得加算4を置き換えます。

医療情報取得加算1、医療情報取得加算2、医療情報取得加算3、医療情報取得加算4

同月にいずれか1つ算定可能です。

医療情報取得加算3、医療情報取得加算4

3月に1回いずれか1つ算定可能です。

医療DX推進体制整備加算

医療DX推進体制整備加算（8点・月1回 要届出）が新設されました。

2科目初診料の場合は算定不可です。

A000-00 111703370 医療DX推進体制整備加算（初診）

B001-02 113705470 医療DX推進体制整備加算（医学管理等）

施設基準 4035 医療DX推進体制整備加算（医科・歯科）

施設基準の設定により自動発生します。

初診、小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に施設基準の設定により自動発生します。

外来リハビリテーション診療料、外来腫瘍化学療法診療料、外来放射線照射診療料
算定可能な管理料である場合は手入力します。
初診料ダミーの入力がない場合は警告となります。